

(5)健康・福祉・平和・人権 令和3年2月末日現在

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
医療費について		<p>近年、少子化や人口減少を背景に、本市も含めて多くの市で子育て分野に重点をおいて事業を行っており、子育て分野の中でもどこに重点を置けば市により異なります。枚方市では、令和2年4月から第2子以降の保育所等の保育料を無償化したり、医療費では、中学生まで子どもの数に関わりなく1世帯当たり2,500円を上限としています。高校生のいる世帯の医療費負担につきましては近隣市よりも大きくなるかもしれませんが、中学生までの医療費の負担については、世帯により、近隣市よりも小さくなっています。</p> <p>今後も民間事業者との連携や、新しい技術の活用で行政改革を進め、財源を確保し、ご提案をいただいた制度も含め、様々な子育て支援策を展開し、子育てのしやすい、住み心地のよいまちを目指してまいります。</p>	2020/6/4	2020/7/27	医療助成課
高齢者バス代について	<p>高齢者のバスカードはなぜ無くなったのでしょうか。バス代を気にして外出も出来ません。</p>	<p>外出支援カードにつきましては、バス事業者が磁気カードの取り扱いを終了することとなったため、これまでと同様の取り組みを継続できなくなったことから、平成28年度をもってカード配布を終了いたしました。カード配布終了後も、平成29年度・30年度の2年間に限り、交通系ICカードのチャージ助成にも取り組みましたが、その後、交通環境などの地域事情や経済状況に左右されることなく、高齢者が外出する機会を増やすための後押しとなる仕組みを構築すべく、65歳以上の方が介護予防のイベントや各種講座等への参加にポイントを付与する「高齢者お出かけ推進手帳」の配付を令和元年度にスタートしました。</p> <p>貯まったポイントは「ひらかたポイント」に交換でき、これをさらに京阪バス運賃として利用可能なポイントに交換できます。令和2年度からは、「高齢者お出かけ推進手帳」に貯まったポイントをタクシークーポンにも交換できるようになりました。新たな「高齢者お出かけ推進事業」を通じて、今後も高齢者の皆様が安心して外出できるまちづくりを進めてまいります。</p>	2020/7/13	2020/7/29	長寿・介護保険担当
香里ヶ丘図書館を含む市所管施設での原爆の日の国旗掲揚について	<p>香里ヶ丘図書館に、オープン以来、旗が2本掲げられています。枚方は非核平和都市宣言をしていますので、8月6日および8月9日は、半旗にして犠牲者を悼んでは如何でしょうか。また、原爆の日などの旗の取り扱いについて条例はありますか。枚方市の各施設での旗の取り扱いについても教えてください。</p>	<p>本市の庁舎及び施設における国旗等の取り扱いについては、「枚方市庁舎等における市旗及び国旗の掲揚方法等に関する運用要領」に即しております。</p> <p>各施設につきましては、図書館(香里ヶ丘図書館を除く)や生涯学習市民センター及び小中学校において、終戦記念日である8月15日に半旗を掲揚し、弔意を表しております。</p> <p>一方、ご意見をいただきました香里ヶ丘図書館では、掲揚ポール構造上、国旗等を半旗に掲げることが困難なため、現在は弔意を表する掲揚方法をとっておりますが、香里ヶ丘図書館においても弔意を表する必要があると考えており、その方法について現在検討しているところです。</p> <p>なお、本市では広島及び長崎に原爆が投下された8月6日と9日、また、終戦記念日の8月15日には、平和の鐘ヒラリヨン(ニッペーパー岡東中央)や防災行政無線から響く平和の鐘に合わせて、平和を祈る黙とうを呼びかけています。</p>	2020/8/6	2020/9/1	総務管理室 中央図書館 人権政策室
障害福祉サービスについて①	<p>短期入所の単発利用は送迎費がかからないのに、連泊で利用すると、枚方市は送迎費の本人負担となります。他市のように事業者へ送迎加算を出してください。</p>	<p>国・厚生労働省が定める障害福祉サービス等の制度については、国・厚生労働省が示す「障害福祉サービス等に関するQ&A」において「送迎加算となる送迎の範囲については、「あくまで事業所と居宅間の送迎が原則であるためそれ以外の範囲としては、例えば最寄り駅や集合場所などへの送迎が想定されるが、それについては事前に利用者や合意の上、特定の場所を定めておく必要がある。」としており、この送迎の範囲については、一定市町村の判断によるものとしています。</p> <p>また、「送迎加算の対象となる送迎については、「事業所と居宅間の送迎が対象であり、病院や他事業所を利用するための移動は送迎加算の対象とならないが、短期入所は居宅に準ずるものとして、日中活動事業所から短期入所事業所への送迎については加算対象として差し支えない。」としています。</p> <p>本市では国の取り扱いに準じており、今回のご要望は、短期入所事業所から日中活動事業所への送迎となるため送迎加算対象外となりますが、ご要望について機会をとらえて国に要望してまいります。</p>	2020/9/7	2020/10/7	障害福祉担当
障害福祉サービスについて②	<p>福祉オンズパーソン制度を利用しようとした時、使わせないようにしている印象を受けました。福祉オンズパーソン制度を無くさないでください。</p>	<p>福祉オンズパーソン制度については、市民の皆様が、市から提供される福祉保健サービスについて、困ったり悩んでおられるときに、法律や福祉の専門家である福祉オンズパーソン(精神保健サービス苦情調整委員)が市民に代わり、そのサービスについて公正中立な立場で苦情を調整し、必要な場合は、市に意見表明やサービス内容を是正するように勧告したり、制度を改善するよう提言を行う制度です。市民の福祉保健サービス向上に向けた重要な制度であり、使わせたくない意図は全くありません。今後も引き続き実施いたします。</p>	2020/9/7	2020/10/7	健康福祉総務課

(5)健康・福祉・平和・人権 令和3年2月末日現在

件名	要旨	市の考え方	受付日	回答日	担当部署
120日チャレンジのプログラムについて	<p>ひらかたポイント対象事業の120日チャレンジについて、以前のプログラムを復活させて、利用者が体力に合わせて好きな方を選べるようにしてもらえないでしょうか。</p>	<p>今年度から新たにスタートした「120日チャレンジ」は、昨年度までの「ひらかたカラダづくりトライアル バーチャルトライ」をステップアップしたものです。 昨年度は、3つのコースの中から選んでいただき、103万歩を達成した場合には100ポイントを付与し、達成までの期間は決めていませんでした。しかしながら、短期間で達成を目指す方もおられ、歩きすぎによりお体にご負担がかからないよう毎日バランス良く歩行していただける制度に改善することが課題の一つとなっていました。 今年度は内容を見直し、「運動」では、1日あたりの歩数は、8000歩から1万歩程度が生活習慣病を予防するために効果的であることから、103万7600歩(東海道57次の歩数)÷8500歩≒約120日として、1日8500歩程度のペースを推奨し、120日間で103万7600歩(東海道57次の歩数)を歩くことができた場合には、付加価値として100ポイント付与することとしました。 「120日チャレンジ」は、「運動」のほか「栄養」、そして新たに「口腔」に関するチャレンジも設定しました。まずは、いずれかについて数字に関わりなく継続して記録していただくことが最大の目的です。体力には個人差がありますので、無理のないご自身のペースで継続して健康づくりに楽しく取り組んでいただければと思います。</p>	2020/11/2	2020/12/3	健康増進・介護予防担当
香りの害と子どもたちについて	<p>香害や、化学物質過敏症について、市から教育機関への周知や、市民に対して掲示や案内をしてもらいたい。</p>	<p>香害については、近年、健康被害を及ぼす恐れがある現象として問題になっていることを認識しており、本市でも、啓発や指導などの取り組みを進めているところです。家庭用品の様々な化学物質の基準や規制をお知らせするパンフレットを作成し、取扱業者や市民の皆様にお配りしているほか、ホルムアルデヒドの違反件数が多いとされる乳幼児用の衣服やタオル等については、小売店を対象に検査を実施することで安全性の確保を図っているところです。 また、化学物質過敏症についても注意喚起をしており、市ホームページへの掲載や、市職員に対しても、理解を深めるよう周知・啓発に努めてまいります。</p>	2021/1/27	2021/2/19	保健衛生課 公立保育幼稚園課